

「仙台市敬老乗車証制度の見直し中間案」 皆様のご意見をお寄せください

敬老乗車証制度は、高齢者の皆様の社会参加に役立てていただくための大切な制度です。一方で、高齢化が進展する中、利用対象者の増加に伴う事業費の増加が見込まれることから、制度を持続可能なものとするために、利用者負担のあり方などについて、見直しが必要となっています。

敬老乗車証制度の現状と課題を踏まえ、制度の見直しについて検討を行っており、この度、中間案を取りまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

I 現行制度のあらまし

交付対象：市内に住所を有する満70歳以上の方

利用範囲：市バス、地下鉄、宮城交通バス

利用方法：区役所・総合支所の窓口で専用のICカードにチャージ（入金）し、バス車載機または地下鉄改札の読取部にタッチして利用可能

利用者負担金：1,000円のチャージにつき100円

※介護保険料所得段階1～4の方（以下、「所得の低い方」といいます）は50円

入金可能額：1年間（10/1～翌年9/30）12万円まで随時チャージすることが出来ます。

9/30までに使い切らなかった金額については、繰り越すことが出来ます。

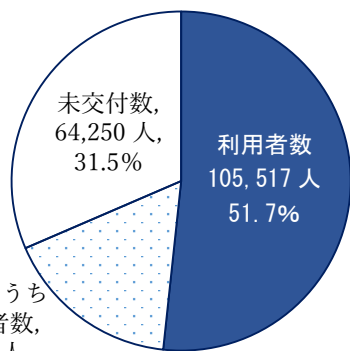
II 現状と課題

(1) 敬老乗車証制度の利用状況

交付対象者のうち、実際に制度を利用している方は51.7%、交付者のうち未利用者は16.8%、未交付者数は31.5%となっております。

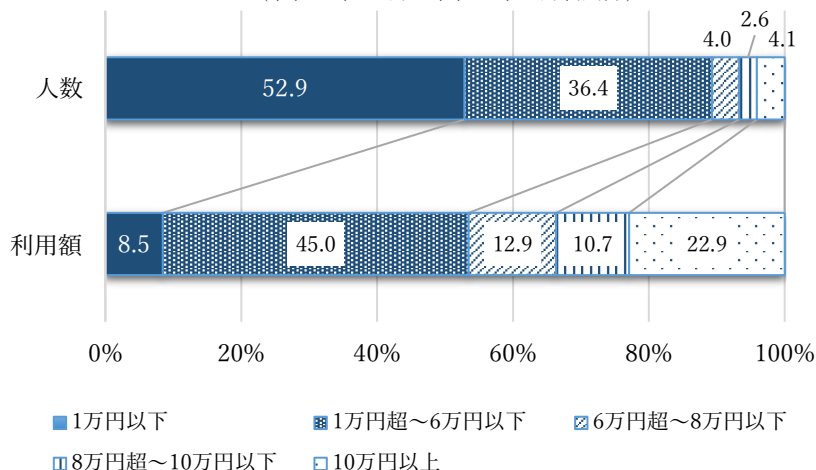
また、年間で1万円以下の利用の方が52.9%と約半数となっており、利用者一人あたりの年間平均利用金額は約21,500円となっております。この平均利用金額を利用した場合の利用者負担は年間2,150円（所得の低い方は年間1,075円）です。

交付対象者の利用率
(令和3年10月～令和4年9月利用分)



交付対象者数 204,125人

利用人数と利用額※の構成割合
(令和3年10月～令和4年9月利用分)

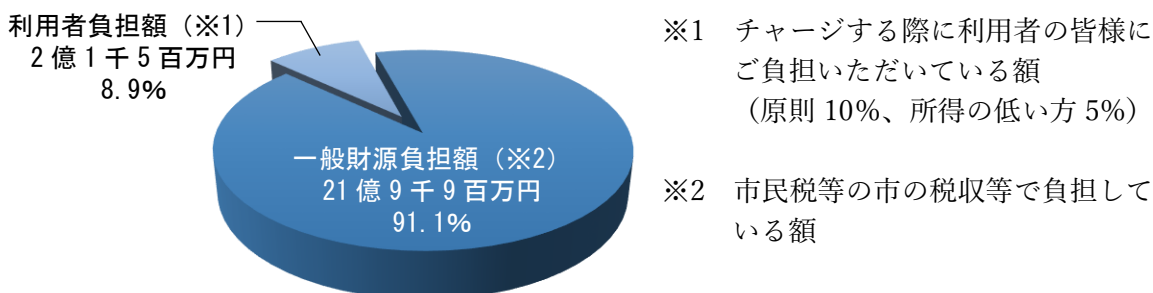


※運賃ベースとしての利用額

(2) 敬老乗車証事業費の負担内訳

仙台市は、敬老乗車証により利用された運賃相当額を交通事業者に負担金として支払っています。この負担金をはじめとする敬老乗車証事業費の財源は利用者負担額(※1)と一般財源負担額(※2)で構成されています。令和4年度における事業費の決算額 24 億 1 千 4 百万円のうち、仙台市の一般財源負担額は 21 億 9 千 9 百万円と事業費全体の 91.1%を占めております。

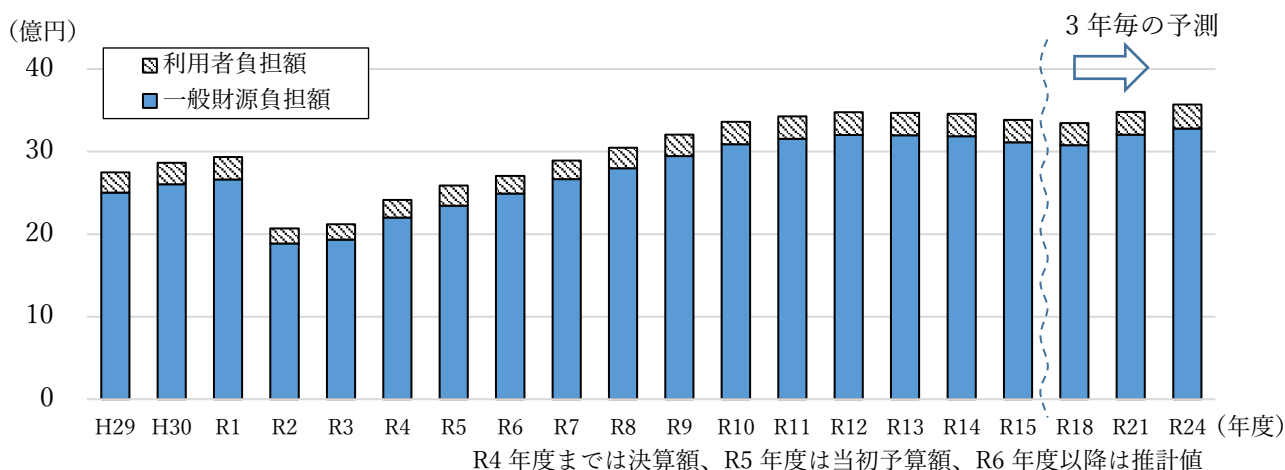
例えば、地下鉄運賃 210 円区間を利用した場合、利用者が負担している金額は 19 円、仙台市が負担している金額は 191 円となります。



(3) 敬老乗車証事業費の現状と将来予測

利用者負担額と一般財源負担額を合わせた敬老乗車証の事業費は、令和元年度に約 29 億円となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和 2 年度に約 21 億円まで減少しました。

その後、事業費は増加に転じ、令和 5 年度は約 26 億円を上回る見込みとなり、令和 12 年度に約 35 億円まで増加した後は、高止まりの状況が続く見通しです。



(4) 現状と課題のまとめ

- ・高齢化の進展に伴う高齢者数の増加により、敬老乗車証制度に要する事業費は今後も増加が見込まれ、令和 12 年度以降も高止まりの状況が続く見通しです。加えて、高齢者の保健福祉全般に係る事業費の一般財源負担額は、令和 5 年から 10 年間においては年平均 7 億円の増加を続ける見通しとなっています。
- ・敬老乗車証は多くの方に利用されており、今後も高齢者の皆様の社会参加に役立てていただけるよう、将来に渡って持続可能な制度とするために、制度の見直しが必要な状況となっております。
- ・交付対象者のうち、実際に制度を利用している方は約半数に留まっていることから、より使いやすい制度とするために利便性向上策を検討する必要があります。

Ⅲ 制度見直しにあたっての考え方

敬老乗車証制度の見直しについては、仙台市が条例に基づいて設置し、学識経験者、社会福祉事業に従事する方及び市議会議員で構成する「仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会」で意見を伺っています。

令和5年2月より、制度のあり方について議論を始め、11月までに7回の審議を行ってまいりました。仙台市では、これまでの専門分科会の審議を踏まえ、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

- ・ 現行制度の枠組みを基本としつつ、事業の継続に必要な利用者負担割合を設定する。併せて所得が低い方向けの軽減策を講じる。
- ・ 持続可能な制度とするために、今後10年間の事業費の伸びを見据えた見直しを行う。
- ・ 制度を複雑にすることは避け、利用者にとってわかりやすい制度とする。
- ・ 利便性の向上を図る。

敬老乗車証制度の見直し中間案についての詳細な審議経過については、仙台市ホームページ「仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会」に掲載している資料をご覧ください。

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会 検索

<https://www.city.sendai.jp/korekikaku-kikaku>

[/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/fukushi/shingikai/bunkakai/index.html](https://www.city.sendai.jp/korekikaku-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/fukushi/shingikai/bunkakai/index.html)



IV 制度の見直し中間案

(1) 交付対象年齢

現行どおり 70 歳以上の方とする方向で検討します。

(2) 年間チャージ上限額

現行どおり上限 12 万円とする方向で検討します。

(3) 利用者負担割合

以下のとおり利用者負担割合を引き上げる方向で検討します。

介護保険料所得段階 1~4 の方 現行 5% ⇒ 10% (1,000 円のチャージにつき 100 円)

介護保険料所得段階 5 以上の方 現行 10% ⇒ 25% (1,000 円のチャージにつき 250 円)

(4) 利便性向上

チャージ場所を複数の地下鉄駅構内等へ設置する方向で検討します。

専用はがき※のほか、Eメール（様式自由）で令和 5 年 12 月 26 日（火）までに、仙台市健康福祉局高齢企画課までお送りください（はがきは消印有効、Eメールは必着）。

〈Eメールの場合の送付先〉

fuk005130@city.sendai.jp

〈ホームページ〉

<https://www.city.sendai.jp/korekikaku-kikaku/joushasho/tyuukanan.html>



●市民説明会日程

11月29日（水）午後2時	泉区役所 仙台市泉区泉中央2丁目1-1
11月30日（木）午後3時	秋保市民センター 仙台市太白区秋保町長袋字大原44-1
12月1日（金）午前10時	宮城野区中央市民センター 仙台市宮城野区五輪2丁目12番70号
12月1日（金）午後3時	宮城総合支所 仙台市青葉区下愛子観音堂5番地
12月4日（月）午前10時	若林区役所 仙台市若林区保春院前丁3-1
12月5日（火）午後2時	太白区中央市民センター 仙台市太白区長町5丁目3番2号
12月9日（土）午前11時	仙台市シルバーセンター 仙台市青葉区花京院1丁目3番2号

※申込不要。来場の際は公共交通機関をご利用願います。

●インターネット配信

意見募集期間中は、中間案の説明動画を「せんだい Tube」にて配信する予定です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

※各区役所、総合支所等で配布しているリーフレットには専用はがきが、ついております。